国際条約の説明書二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための

外

務

省

次

10		10	6	6	_	6	_		6	6	_	$\vec{-}$	_		6	6	_	_
12	11 監	10	9	8	7 +>	6	5 沈	4 船	3 適	2	1	条約	5 我	4 早	3 条	2 条	1 条	概 説
『舶の出航の不当な遅延の回避	- 雪措置の通報	違反の発見及び船舶の監督	E舶の監督	違反	検査及び証明	科学的及び技術的研究並びに監視	殿物の受入施設	i組のバラスト水及び沈殿物による有害な水生生物及び病原体の移動の規制	2用	般的義務	定義	Rの内容	3が国が付する留保	-期国会承認が求められる理由	·約の締結により我が国が負うこととなる義務	《約締結の意義	《約の成立経緯	
<u></u> 1	<u>–</u>	<u>–</u>	<u>–</u> 1		_	_	_	_	_	_	_	_	_					

(4	三											
参	条約	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	17	16	15	14	13
考)	利の実施のための国内措置	国際バラスト水管理証書等の様式	バラスト水管理のための検査及び証明の要件 六	バラスト水管理のための基準 六	一定の水域における特別の要件 六	船舶に対する管理及び規制の要件	一般規定	船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための規則(附属書) 五	最終条項	紛争解決	情報の伝達	技術援助、協力及び地域的協力

1 条約の成立経緯

- (1)取り入れ、 原体が本来の生息地ではない場所に移動することが原因と考えられる環境、 船舶は、 貨物を積載する際に排出している。 貨物を積載していない場合等に、 船舶の縦傾斜等を制御するための「おもし」として、バラスト水と呼ばれる海水等を 近年、このバラスト水の排出に伴い、バラスト水に含まれる有害な水生生物及び病 人の健康等への被害が顕在化している。
- (2)果、 このような事情を踏まえ、 平成十六年 (二千四年)二月にIMOの主催によりロンドンで開催された国際会議において、この条約が採択された。 国際海事機関 (IMO) において、世界的に適用されるバラスト水の規制につき協議が行わ れた結

2 条約締結の意義

る。 は、 及び病原体の移動から生ずる環境等に対する危険を防止すること等について定めるものである。 この条約は、 船舶のバラスト水及び沈殿物による環境等への被害の防止のための国際的取組に貢献するとの見地から有意義であると認められ 船舶の縦傾斜等を制御するため船舶に取り入れられたバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、 我が国がこの条約を締結すること 有害な水生生物

- 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務
- この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。
- (1)0 移動を防止し、 我が国を旗国とする船舶等が条約に定めるバラスト水の処理のための実施基準を満たすことにより、 最小にし、 及び究極的に除去するため、この条約及び附属書の規定を十分かつ完全に実施すること。 有害な水生生物及び病原体
- (2)は、 バ ラスト水管理のための検査を行うとともに、 我が国を旗国とする船舶であってこの条約が適用される総トン数四百トン以上の船舶について、この条約の定める時期に船 国際バラスト水管理証書を発給すること。 検査により船舶のバラスト水管理がこの条約に適合していることを確認した場合に
- * 早期国会承認が求められる理由
- (1) この条約は、 平成二十六年 (二千十四年) 二月 日 現在、 三十八箇国 (ただし、 我が国はニウエを国家として承認していな

_

腹量以上となる国が締結すること。)、平成二十六年中に発効要件を満たして十二箇月後の平成二十七年(二千十五年)中に効力 た要件に適合していることを証明する手段がないことから、 ポート・ステート・コントロール こととなる。このような状況下で、 して、そのバラスト水管理がこの条約に定める要件に適合することを証明する証書をこの条約に基づいて発給することができない を生ずることも予想される。この場合において、我が国がこの条約の締約国でないときは、 (発効要件は、 が締結しており、 三十以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十五パーセントに相当する商船船 締約国の商船船腹量の合計は総トン数で世界の商船船腹量の三十・三八パーセントとなっているところ P S C 我が国の船舶がこの条約の締約国の港等に入港し、 寄港国による外国船舶の監督)を受ける場合には、 PSCに要する時間が長くなる等我が国を旗国とする船舶の航行が制 バラスト水管理に係る当該締約国政府の 我が国は、 船舶のバラスト水管理が定められ 自国を旗国とする船舶に対

(2)こと等が国際的に求められるようになってきており、 近年の環境保全に関する意識の高まりを受けて、バラスト水の規制及び管理により有害な水生生物及び病原体の移動を防 我が国としても、 そのための国際的な取組に貢献する必要がある。 止する

5 我が国が付する留保

約されるおそれがある。

十五年 する決議を採択した。我が国としては、この条約の発効日から、 効力を生ずる日までの間、 水の処理のための実施基準をB-三規則に定める計画のとおり遵守することが困難となっている。このような状況を受け、 この条約は、 (二千十三年) 十二月四日、 平成十六年(二千四年)に作成されたが、未だ発効しておらず、船舶によっては、 当該決議の勧告するところによりこの条約を実施することとし、 この条約を作成したIMOの総会は、 附属書のB-三規則が当該決議に沿った内容に改正され、 同総会が決定した計画に従って同基準を実施するよう勧告 その場合の法的整合性を確保するため 附属書D-二規則に定めるバラス その改正

二 条約の内容

所要の留保を付するものである

この条約は、 前文、 本文二十二箇条、 末文及び一の附属書から成り、 その概要は、 次のとおりである。

1 定義(第一条)

「バラスト水」、「バラスト水管理」、 「有害な水生生物及び病原体」 等の用語の定義について規定している。

2 一般的義務(第二条)

的に除去するため、 締約国は、 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、 この条約及び附属書の規定を十分かつ完全に実施することを約束する 有害な水生生物及び病原体の移動を防止 (第二条1) 最小にし、 及び究極

3 適用 (第三条)

- (1)用する (第三条1)。 この条約は、締約国を旗国とする船舶及び締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されているものについて適
- (2)国又は他の締約国の管轄の下にある水域においてのみ運航されているもの、 み運航されている船舶並びに軍艦等及び国が所有する非商業的業務に従事する船舶については、 この条約は、 バラスト水を積載するように設計されておらず、 又は建造されていない船舶、 一の締約国の管轄の下にある水域及び公海においての の締約国の船舶であって当該締約 適用しない (第三条2)。
- 4 船 舶のバラスト水及び沈殿物による有害な水生生物及び病原体の移動の規制 (第四条)

める要件に適合するよう要求し、 締約国は、 この条約が適用される船舶であって、 並びにこれらの船舶が当該要件に適合することを確保するため効果的な措置をとる 自国を旗国とするもの又は自国の権限の下で運航されているものがこの条約に定 (第四条1)。

5 沈殿物の受入施設 (第五条)

け入れるための十分な施設が、 締約国は、 バラスト・タンクの洗浄又は修理が行われる港及び係留施設であって当該締約国が指定するものにおいて、 IMOが作成する指針を考慮して設けられることを確保することを約束する(第五条1)。 沈殿物を受

6 科学的及び技術的研究並びに監視 (第六条)

の下にある水域においてバラスト水管理の影響を監視することに努める(第六条1)。 締約国は、 単独で又は共同して、 バラスト水管理に関する科学的及び技術的研究を促進し、 及び容易にすること並びに自 玉 の管轄

検査及び証明 (第七条)

7

締 約国は、 自国を旗国とする船舶又は自 国 の権限の下で運航されている船舶であって検査及び証明の 対象となるものが附属書に定

める規則に従って検査され、及び証明されることを確保する(第七条1)

8 違反 (第八条)

ついてはその管轄権の範囲内で、 約国は、 この条約の違反について、 禁止され、 自国を旗国とする船舶については場所のいかんを問わず、 かつ、 処罰されるものとする(第八条1及び2)。 自国以外の国を旗国とする船舶に

9 船舶の監督 (第九条)

ラスト水の試料採取の監督を受けることがある(第九条1)。 に この条約の適用を受ける船舶は、 おいて、 当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員により、 当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、 国際バラスト水管理証書及びバラスト水記録簿の検査並びにバ 他 の締約国の港又は沖合の係留施設

10 違反の発見及び船舶の監督 (第十条)

- (1) 締約国は、違反の発見及びこの条約の実施について協力する(第十条1)。
- (2)施設がある締約国は、 船舶がこの条約に違反したことが発見された場合には、 当該船舶に警告を与え、 抑留し、 又は排除するための措置をとることができる(第十条2)。 船舶の旗国である締約国又は当該船舶が運航する港若しくは沖合の係留

11 監督措置の通報 (第十一条)

た船舶は通報を受ける 第九条又は第十条の規定に従って行われた監督によりこの条約の違反が明らかになった場合には、 (第十一条1)。 この条約の違反が明らかになっ

12 船舶の出航の不当な遅延の回避 (第十二条)

締 約国は、 船舶の監督等を行う際には、 船舶を不当に抑留し、 又は船舶の出航を不当に遅延させることのないように、 あらゆる可

能な努力を払う(第十二条1)。

13

技術援助、

協力及び地域的協力

(第十三条)

(1)は、 締約国は、 人員を訓練すること、 直接に又はIMOその他の国際的な組織を通じ、 関係する技術、 資材及び施設を利用することができることを確保すること等に関する技術援助を要請す 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関し、 適当な場合に

る締約国に対して支援を行うことを約束する(第十三条1)。

- (2)することを約束する(第十三条2)。 締約国 は、 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関する技術の移転につき、 自国の法令及び政策に従って積極的に協力
- (3)国 この条約の目的を推進するため、 特に閉鎖海又は半閉鎖海に面した締約国 特定の地理的区域における環境、 は、 地域的特性を考慮した上で、 人の健康、 地域的協力を強化するよう努める(第十三条3)。 財産及び資源を保護する共通の利益を有する締約

15 紛争解決 所等の情報をIMOに報告するものとし、 締 約国は、 (第十五条) バラスト水管理に関する要件及び手続、 適当な場合には、 バラスト水及び沈殿物の環境上安全な処理のための受入施設の利用可能性及び 他の締約国に対してこれらの情報を利用可能にする

(第十四条1)。

14

情

報の伝達

(第十四条

この条約の解釈又は適用に関する紛争は、 交涉、 審査、 仲介、 司法的解決等の平和的手段により解決する。

16 最終条項(第十七条から第二十二条まで)

署名、 批准等、 効力発生、 改正、 廃棄、 寄託者及び用語について規定している。

船 舶の バラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための規則 (附属書)

17

(1)般規定 (附属書A節

(1) 「検査基準日」、 「バラスト水容積」、 「会社」 等の用語の定義について規定している Â 一規則)

(1) 緊急の場合等、 船舶のためのバラスト水管理の要件等を適用しない事項について規定している (A-三規則)

(n)締約国は、 自国の管轄の下にある水域内において、 定の条件の下で、 船舶のためのバラスト水管理の要件を免除することを

(2)船舶に対する管理及び規制の要件 (附属書B節

認めることができる

Â

-四規則)

(1) 船舶 は バラスト水管理計画を備え、 かつ、これを実施するものとする(B-一規則)

(p) 船舶 は、 バラスト水記録簿を備えるものとし、 当該バラスト水記録簿には、 少なくとも付録Ⅱに規定する情報を記載するもの

とする (B-二規則)。

- (n) 附 「属書D節に定めるバラスト水管理のための基準の遵守が求められる期限の年等を規定している (B-三規則)
- (=) 則。 カコ 附 属書D 少なくとも水深二百メートルの水域において、 規則の基準を満たすためにバラスト水の交換を行う船舶は、 Ι MOが作成する指針を考慮して行うこと等を規定している 最も近い陸地からの距離が少なくとも二百海里で、 B - 四規
- (3) 一定の水域における特別の要件(附属書C節)

は、

船舶に対し、

国際法に適合する範囲内で、

特定の基準又は要件を満たすよう要求することができる(C-一規則)

- (1) Ļ 締 軽減し、 約国が、 単独で又は他の締約国と共同して、 又は除去するために附属書B節の措置に加えて措置が必要と判断する場合には、 船舶のバラスト水及び沈殿物を介した有害な水生生物及び病原体の移動を防止 そのような判断を行った締約国
- (p) 努める(C-二規則) 締約国は、 その管轄の下にある水域であって既知の条件によりバラスト水を取り入れるべきでないものを船員に通報するよう
- (4) バラスト水管理のための基準 (附属書D節)
- (1) る効率によって実施するものとする(D-一規則)。 このD-一規則の規定に従いバラスト水の交換を実施する船舶は、 バラスト水の少なくとも九十五パーセントの容積を交換す
- (p) 物については一ミリリットル当たりの生存している生物の数が十未満のバラスト水を排出するものとし、 メートル当たりの生存している生物の数が十未満、 このD-二規則の規定に従いバラスト水管理を行う船舶は、 定の濃度を超えないものとする(D-二規則)。 また、 最小の寸法が十マイクロメートル以上五十マイクロメートル未満の生 最小の寸法が五十マイクロメートル以上の生物については一立方 指標微生物の排出は、
- ⑤ バラスト水管理のための検査及び証明の要件(附属書E節
- (1) われる最初の検査 この条約が適用される総トン数四百トン以上の 更 新検査 中間検査 年次検査等を受ける 船舶は、 船 舶の就航前又は国際バラスト水管理証書が初めて発給される前に行 Ê | 規則

- (p) 確保する。締約国の権限に基づいて発給される同証書は、 締約国が発給する同証書と同一の効力を有するものとみなされる(E-二規則)。 締約国は、E-一規則の規定による検査の完了後同規則の規定が適用される船舶に国際バラスト水管理証書が発給されるよう 他の締約国によって認容されるものとし、この条約の適用上、当該他
- (い 証書の有効期間及び効力について定めている(E-五規則)。
- (6) 国際バラスト水管理証書等の様式(付録Ⅰ及びⅡ)

国際バラスト水管理証書及びバラスト水記録簿の様式について定めている。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一 部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっ

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

- 1 採択 平成十六年二月十三日 ロンドンにおいて採択
- 2 五パーセントに相当する商船船腹量以上となる国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し、 効力発生 平成二十六年二月一日現在 未発効(三十以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十 又は批准書、受諾書、承

八

署名国 八箇国

認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で、効力を生ずる。)

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、フィンランド、モルディブ、オランダ、スペイン、シリア

4 締約国 平成二十六年二月一日現在 三十八箇国

ゴル、モンテネグロ、オランダ、ナイジェリア、ニウエ(*)、ノルウェー、パラオ、ロシア、セントクリストファー・ネーヴィ アルバニア、アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ブラジル、カナダ、クック、クロアチア、デンマーク、エジプト、フラン ス、ドイツ、イラン、ケニア、キリバス、大韓民国、レバノン、リベリア、マレーシア、モルディブ、マーシャル、メキシコ、モン シエラレオネ、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、トリニダード・トバゴ、ツバル

(* 我が国は、国家として承認していない。)